

中国商標法第3次改正草案（暫）

2009年4月28日に中国商標法第3次改正の草案（暫）（以下「草案」という）がリリースされました。最終的な法改正まで長い道のりが予想され、草案そのものの中身も様変わりを繰り返すだろうと存じますが、中国特許法改正の直後商標法改正作業に再始動をかけたことと、中国での商標法改正の議論の段階から最終の決着までの動きなどを一早くクライアント様に知っていただく主旨で、ニュースレターの形でまとめてご提供する次第であります。従いまして、今回の草案が最終的な決定版ではないことはいまでもなく、これから検討していくうちに具体的な内容において大分変わってしまうこともあり得ますので、ご留意いただきますよう、予めご説明致します。尚、これから商標法改正の新しい動きがあるたびに、早めにお伝えいたしたいと存じます。

今回の草案は現行の商標法と比べて、主に以下のような変化が見られます。

1、出願段階

1) 商標の構成要素を適時に増加すると言及

現行の商標法では視覚性の標章のみが商標として登録できますが、草案では、実際の状況に応じて音響、匂い、ダイナミックな要素など非伝統的な商標の登録出願を適時に受理すると規定されています。

2) 一出願多区分制と分割出願・登録制の導入

現行の商標法では一出願が一商標一区分でなければなりません。草案では出願人は同一商標を多区分で出願する場合、一出願とすることができると規定されています。また、出願人は区分によって商標出願の分割申請を取ることができます。分割された出願は引き続き原出願の出願日が適用されます。出願人は分割請求を取り下げることができません。上記分割出願の規定は登録商標にも適用されます。

3) 電子出願

草案では電子方式による出願が追加され、商標登録出願などの書類は書面、電子データ又は商標局（CTMO）の規定したほかの方法で提出することができると規定されています。

2、審査段階

1) 拒絶査定不服審判請求期限の延長

現行の商標法では、出願人は商標局（CTMO）の拒絶査定に不服があれば、通知書の受領日から15日以内に商標評審委員会（TRAB）に不服審判を請求することができると規定されています。草案では、その期限を30日に延長されました。

2) 商標使用禁止状況の増加

商品又はサービスの品質、性質又は産地などを公衆に誤認させやすい商標は、その使用が禁止されます。

3、異議段階

1) 異議申立人の主体に対する制限

現行の商標法では異議申立人の主体資格に制限がありません。草案では異議申立人を先行権利者又は利害関係者に限定されています。

2) 異議申立の理由に対する制限

現行の商標法では商標の異議申立理由に制限がありません。草案では、馳名商標、代理人又は代表者、地理的表示、先行商標、同日出願、他の先行権利、誠実信用の原則に関する規定に違反する商標に対して、先行権利者又は利害関係者が異議を申立てることができます。

3) 受理審査機構の変更

現行の商標法では、商標異議案件の受理審査機関が商標局（CTMO）です。草案では、商標評審委員会（TRAB）に変更されています。これにより、現法の異議、異議査定不服審判の二段階から異議の一段階に短縮されます。

4) 被異議商標の権利の移転

草案では、被異議商標が馳名商標、代理人又は代表者、誠実信用の原則に関する規定に違反するものであれば、先行商標の所有者が商標評審委員会（TRAB）に当該被異議商標の専用権の移転取得を請求できると規定されています。

4、無効段階

1) 主体の資格

草案では、登録商標が馳名商標、代理人又は代表者、地理的表示、先行商標、同日出願、他の先行権利、誠実信用の原則に関する規定に違反する場合、又は他の不正手段で登録を

取得したものである場合、先行権利者又は利害関係者は商標評審委員会（TRAB）に当該登録商標に対する無効審判を請求できると規定されています。

2) 無効となった商標の権利の移転

先行商標の所有者は、商標評審委員会（TRAB）に当該商標の専用権の移転取得を請求することができます。

5、裁判所による司法審査段階

1) 三年不使用による取消決定に対する司法審査

現行の商標法では、当事者が商標局（CTMO）の取消決定に不服があれば、商標評審委員会（TRAB）に不服審判を請求できると規定されています。草案では、三年不使用取消決定の受領日から 30 日以内に直接裁判所に提訴できると規定されています。

6、その他

1) 誠実信用の原則に違反する登録行為への禁止

草案では下記の場合、出願商標の登録が認可されないと規定されています。

- * 出願人が不正手段で同一・類似商品で他人が中国で既に使用して且つ一定の影響のある商標を抜けかけして登録出願する場合。
- * 出願商標が同一・類似商品で他人が先に中国で使用した商標と同一・類似して、出願人が当該他人と契約、業務提携、地域関係又は他の関係で当該他人の商標を明らかに知っていた場合。
- * 出願商標が同一・類似しない商品で識別力が高くて、中国市場で比較的高い声誉を有する他人の登録商標と同一・類似し、公衆を誤認させやすく、出願人が不正目的を持つ場合。

2) 民事的賠償

現行の商標法では、権利侵害による侵害者の獲得した利益、又は被侵害者の受けた損失の確定が困難な場合、裁判所は侵害の事情により 50 万元以下の賠償を判定できると規定されています。草案では、その賠償額が 100 万元以下に変更されています。

草案では以下の内容が追加されております。

- * 故意に又は過失による商標権侵害の侵害者は賠償の責任を負うべきです。

- * 三年継続で不使用の登録商標の商標権を侵害する場合、賠償の責任を負いません。
- * 使用されたことがなく、登録から三年未満の登録商標の商標権を侵害する場合、侵害者は、被侵害者が侵害行為を阻止するために使われた合理的な費用を賠償します。

3) 権利侵害者に対する処罰の厳格化

数回にわたり商標侵害行為を起こしたものに対して、工商行政管理機関は厳重に処罰することができます。

4) 商標代理に対する管理強化

現行の商標法には関連の規定がありません。草案では、国務院工商行政管理機関は商標代理業界の管理を強化すべきであると規定されています。

お知らせ

弊社中国專利代理（香港）有限公司（China Patent Agent (H.K.) Ltd.）は国際商標協会第131回年次大会（131st INTA Annual Meeting）に参加することとなりました。

参加者一行は王建英（Ms.）、路月敏（Ms.）、张海玲（Ms.）、梁慧（Ms.）、李江（Mr.）、陈擎涛（Ms.）、高克晶（Ms.）の7人になります。

下記の時間と場所にて弊所参加者と交流する場を設けております。

日時：2009年5月18日（月）9:00～17:00
2009年5月19日（火）9:00～17:00

場所：

Ballard Room
Sheraton Seattle Hotel
1400 6th Avenue
Seattle, WA 98101
Phone: (206) 621-9000